



高浜発電所3,4号機 運転差止仮処分について

2016年8月24日

理事 大須賀安彦

高浜3,4号機運転停止に至る経緯

2014年12月5日 原告 福井地裁に仮処分の申し立て

2015年 4月15日 福井地裁 運転差し止め仮処分

12月24日 福井地裁 仮処分取り消し

2016年 3月 9日 大津地裁 運転差し止め仮処分

3月10日 関西電力 高浜3号機運転停止

7月12日 大津地裁 異議申し立て却下

「新規制基準に従って再稼働が認められたからといって、安全性が確保されたとはいえない」

関西電力 大阪高裁に抗告

仮処分とは？

- 債権者からの申立てにより、債権者に生じる著しい損害又は急迫の危険を避けるために、民事保全法に基づいて裁判所が決定する暫定的処置
- 裁判所が仮処分命令を出すためには、債権者が被保全権利の存在と保全の必要性を疎明しなければならない(13条)
- 仮処分は、後日、訴訟で被保全権利が存在しないことが明らかになることもあり得るので、通常、債権者は債務者の損害を填補するため一定の担保を立てることが求められる(14条)
- 仮処分命令に不服のある債務者は保全異議の申立てをすることが出来る(26条)

どういふ場合にできるか

- 裁判出来る内容なら、ほとんど何でも対象に出来る
- 通常の民事裁判は1年以上かかるが、仮処分は数日、数週間で結論が出るのが普通という大変便利な手続である
- 裁判が終わるまで待っていては「著しい損害」があるか、「急迫の危険」(差し迫った危険)があることが条件となっている(業界では「保全の必要性」と呼ぶ)
- 仮の判断であり、正式裁判で間違っていたということもあり得るために、命令された側の損害賠償の担保として高額の保証金を積んでおくことが条件とされることが少なくない

事例：大学までの道「学生は通行禁止」足音めぐり住民反対

- ご近所の道を通学路と認めて――。東北福祉大(仙台市青葉区)がキャンパス近くの住民を相手に、民事調停を仙台簡裁に申し立てた。大人数の学生が立てる音をめぐり、9年前から続く争い。住民側は「大学への信頼はもはやゼロだ」と、要求を拒んでいる。
- 争いの舞台は、JR仙山線「東北福祉大前駅」から約300メートル離れた同大国見キャンパスまでの通学路。2007年に駅が整備された後、民家の間を抜ける道を1日約3千人の学生が通るようになった。幅約4メートルで、市の所有する土地と地元住民や福祉大などが権利を持つ私道が混在している。
- 足音や話し声などに悩んだ地元住民9人は08年3月、学生の通行禁止を求める仮処分を仙台地裁に申請。「慢性的な睡眠不足やめまいなどの悪影響を被っている」「混雑時には車の出し入れもできない」「ゴミが私有地に投げ捨てられている」などと訴えた。5月に成立した和解では、福祉大が「無制限に通行しないよう、教職員らを配置して誘導する」と約束した。

(朝日新聞デジタル 2016年7月4日07時25分)

審理の進め方

- 仮処分は命じられる側の影響大のため、相手方も裁判所に呼び出して相手方の言い分を聞き、相手方の提出証拠も見て判断する
- 仮処分では直ちに調べられる証拠しか出せないため、通常は証人尋問等は申請しても認められない
- 仮処分の裁判所での期日は審尋と呼ばれ、そのペースは事柄の性質によるが、期限がはっきりしている場合は、期限に間に合わせるため数日間隔とか、毎日ということもある
- 仮処分についての裁判所の判断は、「判決」ではなく「決定」の形で行う

決定に不服がある場合は？

- 保全処分に不服がある場合は、保全異議という手続を取る。保全異議は保全処分をした同じ裁判所に申し立てる
- どの裁判官が保全異議を担当するかについては、その裁判所が予め定めている事件の配点についての取り決めによる（法律上は保全処分担当裁判官も可）が、通常は保全処分担当裁判官とは別の裁判官が判断する
- 通常、保全異議を申し立てると同時に、仮処分の執行停止を申し立てる。保全異議に対する決定に不服がある場合は、上級裁判所に「保全抗告」を申し立てることが出来る

原発の運転差し止めの仮処分

- 福島原発事故以前の原発訴訟でも、仮処分の手続で福島第二原発3号機再循環ポンプ破損事故、福島原発プルサーマル、浜岡原発東海地震前の運転差し止め等がある
- 訴訟の進行はケース・バイ・ケースで担当裁判官の考え方・姿勢によるところが大きく、保全処分だから速くなるとは限らない
- しかし、近年の訴訟迅速化、福島事故を経て、多数の原発運転差し止め仮処分申し立ての中で、福井地裁の高浜原発の運転差し止め仮処分は4か月、大津地裁は1年1か月で決定が出された
- 福井地裁、大津地裁でも保証金は不要とされた

民事保全法(抜粋)

(申立て及び疎明)

- **第十三条** 保全命令の申立ては、その趣旨並びに保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性を明らかにして、これをしなければならない。
- **2** 保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性は、疎明しなければならない。

(保全命令の担保)

- **第十四条** 保全命令は、担保を立てさせて、若しくは相当と認める一定の期間内に担保を立てることを保全執行の実施の条件として、又は担保を立てさせないで発することができる。

(仮処分命令の必要性等)

- **第二十三条** 係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。
- **2** 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。

(保全異議の申立て)

- **第二十六条** 保全命令に対しては、債務者は、その命令を発した裁判所に保全異議を申し立てることができる。

多様な価値観

- 多様な価値観を有する国民は、自分達の生活環境を大きく左右する課題に対して、どのような選択枝を取るのか？

例えば、原子力発電以外の

- 安保関連法案
- 消費増税の延期
- 英国のEU離脱 等

- 選択に際し、理屈より感情が優先することも少なくない

智に働けば角が立つ。情に棹さおさせば流される。意地を通とおせば窮屈だ。とにかくに人の世は住みにくい。(夏目漱石「草枕」)

- 選択(意思決定)を左右するものは何か？

差し止め請求のスタンス

- 国民大多数が原発再稼働に反対、不安を持つ中で、原発がなくても一般市民の生活にはまったく困らないことが十分明らかになっているにもかかわらず、政治・行政の手によって強引に再稼働が進められるのを、裁判所の命令で止めることが出来た。司法の存在感と力を感じさせる判断で、時代の変化を感じた
- 差止請求は通常の訴訟手続(本案)でも出来るが、仮処分(民事保全法23条2項)は簡易・迅速な手続で、差し止めを実現して相手方の競業行為を実質的に規制することが出来る手続のため訴訟戦略上極めて重要

ある司法関係者の意見

弁護士・名古屋大学名誉教授 森嶋昭夫

- 大津地裁の仮処分決定の問題点
 - 民事保全法23条2項の無視
再稼働の事実から直ちに保全の必要性を導き出している
 - 伊方原発最高裁判決の引用の誤り
関電に規制基準策定過程等の説明を要求している
 - 科学技術水準を超える絶対的安全確保の要求
急迫の危険がないことを疎明すれば足りる
＜疎明：一応確からしいとの推測＞

非公開講演会資料より抜粋

日本弁護士連合会の意見

- 今回の決定は、原子力規制行政の大幅改変後の事案であるから、関電は、福島事故を踏まえ規制行政がどのように変化し、各原発の設計・運転規制が具体的にどのように強化され、この要請にどのように応えたかについて、主張及び疎明を尽くすべきである」とし、関電に安全性についての主張・疎明責任を負わせた上で、主張及び疎明がなされていないと断じた。そして、高浜3、4号機について「福島事故を踏まえた過酷事故対策についての設計思想、外部電源に依拠する緊急時の対応方法に関する問題点、耐震性能決定における基準地震動策定に関する問題点について危惧すべき点があり、津波対策や避難計画についても疑問が残る」とし、差止めを認めたもので高く評価される。
- 当連合会は、関電に本決定を尊重することを求めるとともに、政府に対して、本決定を受けて従来のエネルギー政策を改め、できる限り速やかに原発を廃止し、再生可能エネルギーを飛躍的に普及させるとともに、これまで原発が立地してきた地域が原発に依存することなく自律的發展ができるよう、必要な支援を行うことを強く求めるものである。

日本弁護士連合会会長声明(2016年3月10日)より抜粋

ある評論家の意見

慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授 岸 博幸

- 原発賛否の次元を超えて、非常に深刻な問題が三つ含まれている
 - 仮処分に必要な“急迫の危険”は証明できていたか
 - 民間企業に規制の妥当性の立証は無理
 - 司法による理由なき“地元”の概念の拡張
- 司法に対する信頼が損なわれるのでは？

司法全体としての判断の基礎となる統一方針のようなものが存在しても良いのではないか

DAIMOND online 2016.3.18より抜粋

皆様のご意見は？